

寺院の適切な管理運営について

- ▷ 6. あなたのお寺には役員がそろっていますか
- ▷ 7. 宗教法人の事務運営の独断専行は許されません

寺院活動支援部 〈一般寺院担当〉

宗門では、宗門総合振興計画の一環として、適正な寺院運営の啓蒙・普及のため、『宗報』（4月号）より『宗教法人の実務と運用の手引』の内容を掲載しております。

今号では、宗教法人の事務の議決機関である責任役員や諮問機関である門徒総代等について、「6. あなたのお寺には役員がそろっていますか」、「7. 宗教法人の事務運営の独断専行は許されません」を掲載いたします。

6. あなたのお寺には役員がそろっていますか

宗教法人の管理運営は、代表役員、責任役員や門徒総代等によって行われます。これらの役員が欠けている場合は、新たに選任する必要があります。

3項）

代表役員は、法人の中枢機関であり、名前及び住所は登記しなければなりません。代表役員が変更になった場合には、変更の登記をするともに、所轄庁に届出する必要があります。（宗教法人法第8条、第9条）

(1) 代表役員
代表役員は「宗教法人を代表し、その事務を総理する」者をいい、宗教法人の執行機関として必ず置かなければならぬ機関の一つです。（宗教法人法第18条第

1項）なお、代表役員（その代務者を含む）が1年以上にわたって欠けているときは、解散命令の対象となります。（宗教

法人法第81条第1項第4号)

①資格

代表役員は、原則、当該寺院の住職があたります。

②任命及び任期

住職は、宗門法規及び各寺院の寺則に基づいて、その寺院の所属する教師のうちから寺院の申請により門主から任命されます。

任期は限定されず、住職在職中はその寺院の代表役員であり、責任役員でもあります。

③職務権限

代表役員は、法人の管理責任者であるとともに法人事務の主宰者であります。

代表役員の職務権限は、宗教法人法第18条第3項に「宗教法人を代表し、事務を総理する」とあり、法人の代表権と事務総理権をもつことになり、代表権とは、対外的に行う行為が当該法人の行為であることを認知させる権限を表し、事務総理権とは、対内

的に事務を統括し、遂行する権限をもつことです。代表役員は、これら双方を執行する当該法人の事務の執行を行ううえでの最終責任者としています。

(2)責任役員

責任役員は、宗教法人の管理運営機関の一つとして、宗教法人法上、必ず置かなければならないもので、法人の事務を審議し、宗教法人としての意思決定を行う機関です。(宗教法人法第18条第4項)

①資格

責任役員は、必ず3人以上置かなければなりません。

代表役員以外の責任役員は、その寺院の i. 副住職、ii. 住職であった者、iii. 寺族、iv. 門徒のうちから門徒総代が選んだ者のうちから住職が総長に申請します。ただし、そのうち少なくとも1人は、門徒のうちから門徒総代が選んだ者でなければなりません。

②任免及び任期

責任役員は、総長が任命します。

任期は4年であり、再任することができます。(住職である代表役員を除く)

③職務権限

責任役員の議決権は各々平等であり、責任役員の定数の過半数で事務を決定します。

責任役員は、その寺院の事務の決定に加わるほか、代表役員を補佐して、寺門の護持発展に努めなければなりません。

なお、責任役員の事務の決定事項としては次のものがあります。

- i. 事業計画の決定
- ii. 予算及び決算の作成
- iii. 基本財産及び特別財産の設定と変更

- iv. 不動産の購入と処分
- v. 主たる建物の新築・増築等
- vi. 保証または2年以上にまたがる借

入の決定

vii. 寺則の変更

(註1) 責任役員は、責任役員会を組織し、一同に会して互いにその意思の調整を図り、法人としての事務を決定していくのが、基本的かつ本来的な在り方です。

(註2) 事務の決定には、責任役員会の議決以前に門徒総代に諮問し、同意を得る必要があります。

(註3) 責任役員の資格のうち、寺族とは、他の寺院の寺族が兼ねることとはできません。

(註4) 責任役員の資格のうち、門徒とは、僧侶及び寺族以外の者で、当該寺院備付の門徒名簿に登録された者です。

(註5) 過半数とは、定員の2分の1を超える数です。

(註6) 責任役員会の議事録は、法定の事務所備付書類ですので、必ず作成ください。

(3) 門徒総代

門徒総代は、寺院の諮問機関として設置が義務づけられており、3人以上置くことが望ましいです。

① 資格

門徒総代は、寺院の門徒のうちから衆望の帰する者について任職が委嘱します。ただし、その選定方法については、責任役員が決定した規定があるときは、任職はその規定にしたがって門徒総代を委嘱しなければなりません。

② 任免及び任期

任職が任免し、総局に門徒総代届を提出します。
任期は4年であり、再任することができます。

③ 職務権限

門徒総代は、寺院の重要事項に関して事前に任職の諮問に応じ、意見を具申するとともに、任職を補佐して寺門の護持発展に努めなければなりません。その寺院の事務の決定機関ではなく、門徒の総意代弁者であり、任職の

相談役であります。また、責任役員は、門徒総代が門徒のうちから少なくとも1人を選定します。したがって、門徒総代と責任役員は互いに事務上、補充しあう形で運営されています。

(4) 代務者

代務者とは、法人の役員が何らかの事由で欠けたり、病気等で長期間職務を行うことができない場合に置かれる代行機関のことです。

この代務者には、代表役員代務者と責任役員代務者とがあり、このうち代表役員代務者については、代表役員と同様に登記し、所轄庁に届出なければなりません。(宗教法人法第20条)

ここでは、代表役員代務者について説明します。

① 資格

代表役員代務者は、任職代務があたります。

②任免及び任期

寺院の申請により、総長が任命します。

任期は2年であり、再任することができます。ただし、住職が欠けて10年以上が経過し、住職後継予定者がいないなど特別な事由がある場合には、寺則を変更し、住職代務の任期を4年にすることができません。

住職が死亡等により欠けた場合、速やかに後任の住職を選任しますが、当該寺院に属する教師が不在である等、後任住職を選ぶのに困難なとき、寺院の事務を停滞させないために、暫定期間その職務を代行するため住職代務を置きます。したがって、任期ごとに遅滞なく任命手続きをしなければなりません。

任期中であっても、その寺院に住職代務を置くべき事由がなくなったときは、直ちに退任しなければなりません。

なお、衆徒が所属寺以外の住職代務

に就任する場合、当該衆徒の所属寺住職の承認が必要となります。

③職務権限

代表役員職務権限の全てを行います。

(5) 仮代表役員・仮責任役員

①資格

代表役員が、その寺院と利害が相反する行為をなすときは、代表権や議決権を有しません。そのため、仮代表役員を選任する必要があります。

代表権を有しないとは、対外的な代表権行使、執行行為ができないとともに、責任役員の一員として、議決権も有しないことです。

また責任役員は、その責任役員と特別の利害関係がある事項については、議決権を有しません。そのため、仮責任役員を選任する必要があります。この場合、規則に別段の定がなければ、議決権を有する責任役員の員数が責任役員の定数の過半数に満たないことと

なったときは、過半数に達するまでの員数以上の仮責任役員を選任しなければなりません。(宗教法人法第21条)

ただし、定数の過半数は一般の議決数であり、議案によっては、責任役員の3分の2以上の特別多数を必要とするものもあります。その場合、その特別多数に達するまでの員数以上の仮責任役員を選定します。

②任免及び任期

仮代表役員は、その寺院の所在する教区の教務所長、または教務所長の指名する者が、その寺院の仮代表役員となります。(指名書必要)

仮代表役員や仮責任役員は、当該事項の審議が終了し、選任した事由(利益相反事項)が解消したとき、任務は終了します。

なお、教務所長以外の仮代表役員や仮責任役員は、その性質上、当該対象役員の親族、縁故者等、特に関係の深い者を選ぶことは避けるべきです。

③職務権限

当該事項の審議に加わり、議決権を有するのみで、その他の代表権は行使できません。

④仮代表役員・仮責任役員が必要な事項

代表役員は、以下に掲げる例の通り、寺院所有の土地・建物等を売却・譲渡・貸与・担保に供する等といった財産処分を行う場合、法人と利害を異にするため、仮代表役員の選任が必要となります。

- 例1) 法人所有の財産を代表役員が個人の立場で購入する場合
- 例2) 代表役員個人所有の財産を法人に対し有償で譲渡する場合
- 例3) 代表役員が法人から金銭の貸付を受ける場合
- 例4) 代表役員個人の債務に対し法人の財産を担保に供する場合

責任役員は、以下に掲げる例の場合、当該責任役員と特別の利害関係があるため、仮責任役員の選任が必要となります。

例1) 法人と責任役員個人との利益が相反する場合

例2) 法人と責任役員との間の訴訟遂行に関する事項

例3) 特定の責任役員が、法人の職員として受ける報酬や退職金に関する事項

(6) 役員の欠格

次のいずれかに該当する場合、代表役員、責任役員、代務者、仮代表役員または仮責任役員に就任することができません。また現職の者は、当該資格を失うことになり、退任することになります。

- ① 未成年者
- ② 成年被後見人または被保佐人

③ 破産者で復権を得ていない者

④ 重戒以上の懲戒処分を受け、その決行を終るまで、または決行を受けることがなくなるまでの者

⑤ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまで、または執行を受けることがなくなるまでの者

※成年被後見人：精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者で、後見開始の審判を受けた者をいう。

※被保佐人：精神上の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分な者で、保佐開始の審判を受けた者をいう。

※重戒：宗門の懲戒処分の一種。

7. 宗教法人の事務運営の独断専行は許されません

(1) 宗教法人の活動領域とその「事務」

宗教法人は、宗教活動を主たる目的とする宗教団体が法人となったものです。ところが、宗教活動を行うためには、そ

れに必要な業務が生じます。例えば、礼拝施設などを維持管理したり、必要経費を支出したり、懇志やお布施を収納・管理したり、第三者と取引したりすること

です。こうした業務を宗教法人の「事務」とよんでいます。

このように、宗教法人の活動領域は、「宗教活動」と「事務」の二つに大別されるのが分かります。そして、宗教法人の「事務」の領域に宗教法人法がかかわり、その運営の仕方を寺則が規定しているのです。

宗教活動についてはそれぞれが自由に行って良いことは、いうまでもないことです。

(2) 宗教法人の「事務」の決め方

宗教法人の「事務」は、門徒総代の同意を得て、責任役員会で議決を経て決定されることとなります。

案件によっては総長の承認等が必要な場合があります。事務を決定する際には、規則で定められた手続を経る必要があります。代表役員が独断的に行ってはいけません。(宗教法人法第18条第4項)

(3) 法人の「事務」の執行の仕方

法人の事務が正式に決定されたら、それを代表役員が法人を代表して忠実に実行（執行）することになります。代表役員が、その計画の内容に不満をもつていても、規則に則^{のっと}って行われた法人としての意思決定に従い実行しなければならぬのは、いうまでもないことです。なお、宗教法人には、宗教活動などに伴って、例えば予算案や決算案を作成したり、収入や支出を記帳したり、財産を管理するなどさまざまな日常の業務があります。

代表役員は、このような法人の内部において行われるいろいろな業務の責任者としての立場にあることも忘れてはいけません。(宗教法人法第18条第5項)